

関係者の皆様へ

関東テニス協会・ジュニア公認大会について

埼玉県テニス協会

先般、当協会HPに標記公認大会の承認手続きの経緯についてご案内致しましたが、関東テニス協会、上部団体である日本テニス協会との間で、この件について最終の結論に至っておりません。

しかしながら、来年度対象となる「埼玉県ジュニアテニス選手権」を含むジュニアJPIN対象の4大会の承認手続きの期限が差し迫っていることから、当協会は、ジュニア選手の立場を最優先と考え、2021年1月1日付で施行を予定していた「埼玉県ジュニア登録規程」の中の「大会参加資格」の適用を、今回については一旦「留保」することと致しました。

関東テニス協会への申請は、従来の「関東レギュレーション」の規定に沿った内容で既に再提出の手続きを完了致しました。

関係するジュニア選手並びに関係者の皆様には、この間、ご心配をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

当協会は、「県内在住・在学のジュニア選手」の立場を最優先に考え、且つ、埼玉県県民総合スポーツ大会総則に定める大会参加資格「在住・在学・在勤」とガバナンスコード遵守との関連等も含め、日本テニス協会、関東テニス協会との調整を推進して参りますので、皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

敬 具